

教育委員会定例会事項書

令和4年7月29日(金)
9:30~ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 大森委員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請願

請願 4 三重県立高等学校入学者選抜における面接試験の取り扱いに関する請願について

請願 5 熱中症対策に関する請願について

請願 6 三重県立高等学校における開設部活動数の縮減を求める請願について

4 議題

議案第 30号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 31号 公立学校職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則案

議案第 32号 給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する規則案

5 報告題

報告 1 第69回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和4年度全国高等学校総合体育大会の三重県選手団について

報告 2 令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について

6 閉会宣言



前回定例会の審議結果

1 日 時

令和4年7月8日（金）
開会 13時30分
閉会 14時31分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、北野委員、栗須委員、富樫委員
欠席者 大森委員
議事録署名者 富樫委員

4 採択議案の件名

議案第26号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案
議案第27号 情報公開請求等に係る審査請求について
議案第28号 三重県総合博物館協議会委員の任免について
議案第29号 令和5年度三重県立高等学校入学定員について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 第72回三重県高等学校総合体育大会に係る総合成績及び表彰式について
報告2 令和4年度三重県中学校総合体育大会及び第44回東海中学校総合体育大会の開催について
報告3 令和5年度三重県立高等学校入学者選抜に関する各高等学校別実施要項について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



請願 4

三重県立高等学校入学者選抜における面接試験の取り扱いに関する請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和4年7月29日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定



請文書表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名及び要旨	請願者	教育長の意見
請 4	令和4年4月11 日	(件名) 三重県立高等学校入学者 選抜における面接試験の取 り扱いに関する請願書 (要旨) 三重県立高等学校入学者 選抜での面接試験において、 受検生の中学生時代におけ る部活動への取り組みや、 高校入学後の部活動への参 加の意欲等についての質問 を行わないこと	みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン 委員長 大原 敦子 委員会 津市寿町7-50	<ul style="list-style-type: none"> 本県の高等学校入学者選抜は、2月に実施する前期選抜と、3月に実施する後期選抜があります。前期選抜は、学科・コースの中から高校が指定に応じて、面接、作文、実技検査、学力検査等を実施し、後期選抜は、各校共通の学力検査を基本に、面接、作文、実技検査等を課すことができるとしており、受検者の多様な個性や意欲、能力を多面的に評価し、総合的に選抜しています。 特に前期選抜においては、各校が「学校の特色」及び「選抜において重視する要件」を公表するとともに、受検者は志願理由や自己アピールを記入した「自己推薦書」を出願時に提出します。「自己推薦書」の自己アピール欄には、受検者の長所や特技、中学校生活等で努力したこと、高校入学後に特に力を入れたいこと等について記載されています。 面接においては、特に前期選抜ではこの「自己推薦書」に記載された内容を参考に、さまざまな角度から受検者に質問します。そのなかで、受検者の長所や優れていますを、より適切に引き出すことができるよう、学習活動をはじめ学校行事や学級活動等への取組や意欲について質問しています。 今後も、面接における質問については、受検者の意欲や能力等を適切に評価する質問となつてあるか、また、受検者に不安や誤解を与えるような質問になつてないかについて、各校が継続的に見直し、改善していくよう、県教育委員会として指導・助言してまいります。 <p>以上のことから、本請願については不採択といたします。</p>

2022年4月11日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

三重県立高等学校入学者選抜における面接試験の取り扱いに関する請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50(みえ労連内)
電 話 059-223-2615(みえ労連)

1 請願の要旨

三重県立高等学校入学者選抜での面接試験において、受検生の中学時代における部活動への取り組みや、高校入学後の部活動への参加の意欲等についての質問を行わないことを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

三重県教育委員会のホームページには各年度の『三重県立高等学校入学者選抜で前期選抜を実施する高等学校の「学校の特色」「選抜において重視する要件」「検査内容」「選抜方法」一覧』が示されています。この中で、多くの高校が「選抜において重視する要件」として「部活動に積極的に取り組める者」「入学後、部活動を続ける者」等、中学校や高校で部活動に参加することを求める内容を掲げています。実際、入学者選抜の面接試験の中でも、受検生が部活動への意欲について尋ねられることはよく行われていることだと思います。

しかし、現行の中学校・高校の学習指導要領において、部活動は「学校教育の一環」との位置づけがなされる一方、教育課程の中には組み込まれておらず、その参加は「生徒の自主的・自発的」なものとされています。部活動への参加が強制によるものではなく、生徒の自主性・自発性に任せられている以上、部活動への積極的な参加を「選抜において重視する要件」に掲げることだけでも、中学生に対する事実上の部活動への参加の強制であるといえます。ましてや、中学校での部活動への取り組みや、高校での部活動への参加の意欲に関して、入学者選抜の面接試験で面接官が質問したり、合否判定に利用したりすることは、「部活動に参加してこなかった」「高校入学後に部活動に参加することは考えていない」「通学に時間がかかるため、部活動に入らないという選択肢を取らざるを得ない」等という受検生にとって、不安を与えることになり、教育上の観点から良くないことであると考えます。こうした入学者選抜の運用の実態は「生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動」という学習指導要領の趣旨に反するものであると考えます。

入学者選抜における面接試験の時間はかなり限られています。本来最も力を入れるべき教育課程内の事柄に関する質問だけでも十分な時間は取れていませんことだと思いますが、そうした状況にも関わらず、自主的・自発的な参加によって行われる部活動への参加についての質問に時間を割くということは、面接試験のあり方として相応しくないはずです。

三重県教育委員会は「三重県部活動ガイドライン」の中でも部活動が「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ことを示しています。また、今年の3月11日に行われた三重県教育委員会定例会の中で

木平教育長は、部活動が生徒の自主的・自発的な参加によって行われるものであることを各市町教育委員会に示してあることについて言及しています。このように、三重県教育委員会として部活動への入部が強制ではないことを広く示す一方で、部活動に参加してこなかった、あるいは参加する意思がないということを理由に受検生が合否判定で不利益を受けるというのであれば、矛盾した対応だと言わざるを得ません。

今年3月に当組合が各市町教育委員会へ行った調査によると、部活動への参加が任意であるところや、強制であるところ、校外での活動を部活動に参加したものと同等とみなすところ（全員の入部を求めていながら、校外活動に参加する場合は部活動に参加したのと同等とみなす）等、対応は様々です。通学する中学校の入部に関するきまりや、参加する活動の内容によっては受検生は合否判定で不利益を受けかねません。このことに加え、今年3月4日に開催された日本中学校体育連盟の理事会において、全国中学校体育大会に、地域スポーツ団体等に所属する中学生の参加について承認することが決定され、学校外で活動する選択肢がより選びやすくなっていくことが求められます。こうした事情も踏まえてみても、部活動に参加してきたことや、入学後も部活動に参加すること等を入学者選抜で問い合わせ、合否判定の材料に用いることは不適当であると考えます。

三重県教育委員会におかれましては、学習指導要領の趣旨に則り、入学者選抜の面接試験において部活動の取り扱いを適切に行っていただきたく思います。なお、本請願の趣旨は部活動での活躍を自らアピールする受検生への質問を行ったり、合否判定において有利な扱いをしたりしないよう求めることではありませんので、その点についてもご理解いただきたく思います。



請願 5

熱中症対策に関する請願について

請願について、別紙のとおり提案する。

令和4年7月29日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定



表
文
書
願
請

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請5	令和4年5月16日	(件名) 熱中症対策に関する請願書 (要旨) 熱中症発症のリスクが高いときにおける、学校での運動活動の停止を求める	大原 敦子 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン 三重県津市寿町7-50	<p>暑さ指数(WBGT)は湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標であり、この指標に基づいて、日本スポーツ協会の示している「暑さ指数に応じた行動指針」を、学校での体育の授業の実施や休み時間の外遊び、部活動の実施の目安の一つとして用いています。熱中症の発生は、環境の条件だけでなく、運動の条件や、個人のコンディションも関係するため、総合的な観点から活動をする必要があります。</p> <p>県教育委員会は、県立学校に、暑さ指数が31以上の場合、学校行事や体育の授業、部活動の中止や延期を検討することを、また、暑さ指数が28～31の場合、激しい運動は避けたり、場所の変更や活動する時間を短縮したり、積極的に休憩をとり、水分・塩分を補給したりするなどの対策をとるよう依頼しています。</p> <p>(請願理由)</p> <p>学校は、熱中症発症のリスクが高いとき(WBGT指数で「運動は原則中止」「厳重警戒(激しい運動は中止)」とされるとき)には、激しい運動が行われる場である、体育授</p>

業や運動部活動を
停止にする責任が
あります。

を求めていますが、暑さ指数が28～31の場合
は、前述のとおり、学校での総合的な判断の下、
必要な対策を講じ、適切に対応しているところで
す。

以上のことから本請願は不採択といったしたい。

2022年5月16日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

熱中症対策に関する請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大原 敏子

住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)

電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

熱中症発症のリスクが高いときにおける、学校での運動活動の停止を求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

地球温暖化の影響により、以前に比べて夏季の気温が随分と高くなっています。近年でも異常なほど猛暑について報じられるほどです。それに伴い、学校の教育活動実施時における熱中症発症リスクが高くなっているといえます。

学校は在籍児童生徒に安全配慮義務を負っています。熱中症発症のリスクが高いとき (WBGT指數で「運動は原則中止」「厳重警戒(激しい運動は中止)」とされるとき) には、激しい運動が行われる場である、体育授業や運動部活動を停止にする責任があると考えます。

これまで、夏季の熱中症リスクが高い時季が近づくと、教育委員会から熱中症対策についての案内が教職員に対して行われてきました。しかし、それでも適切に熱中症予防がされていない実態がある以上、こうした案内をすることに留めることは不適当です。学校全体として運動活動を停止することが必要であると考えます。特に部活動の場においては「運動は『原則』中止」という『原則』という言葉が都合よく解釈され、「守る必要はない」と言わんばかりの対応がとられがちですし、管理職の先生から熱中症対策の観点に照らし合わせて、当該の教職員に対して指導がなされることはほとんどないように思います。その結果、炎天下で長時間にわたる、激しい運動部活動が行われ、所属部員が熱中症にいつなってもおかしくない状況に晒されてしまっています。このような運営に問題があるのは当然のことです。以上のような熱中症対策が適切にとられていない現状を鑑み、三重県教育委員会として、熱中症発症時の運動活動を中止するよう、各学校に厳重に指導していただくことが必要であると考えます。

また、部活動指導は学校の「業務」である部活動の指導を、教職員に委嘱する形で成り立っています。業務である以上、三重県教育委員会は事業者として、労働者たる教職員への安全配慮義務を負っています。労働安全衛生法第65条の3「作業の管理」に則り、作業環境管理を適切に行っていただく必要があります。熱中症を発症するおそれが高いときに、委嘱に基づくものとはいえ、そのような危険を伴う「業務」をする環境を提供するのは不適当です。

以上の理由から、熱中症発症のリスクが高いときにおける、学校での運動活動の停止を求めます。

【参考】運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35°C以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31~35°C	28~31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10~20分おきに休憩をとり、水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
28~31°C	25~28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり、適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24~28°C	21~25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24°C未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常では熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

請願 6

三重県立高等学校における開設部活動数の縮減に関する請願について

請願について、別紙のとおり提案する。

令和4年7月29日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定



表
請願文書

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請6	令和4年4月11日	(件名) 三重県立高等学校における開設部活動数の縮減を求める請願書 (要旨) 三重県立高等学校で開設されている部活動数について、開設数の縮減を求める。	大原 敦子 みえ教育ネットワー ク教職員ユニオン 三重県津市寿町7- 50	<p>・本県の県立高等学校では、各校において部活動の方針や特色、部員数や顧問数の状況、生徒の意向等を踏まえ、部活動の見直しを行っています。</p> <p>また、県教育委員会においては、複数顧問の配置と負担が偏らない業務の分担、複数顧問の配置のための適切な部活動数の検討を進めよう各校に依頼し、取組を進めています。こうした取組により、本県の県立高等学校の部活動数は直近の5年間でおよそ14%減っています。</p> <p>以上のことから、本請願で求められている開設部活動数の縮減については、本県では既に取組を進めていることから、不採択といったいたい。</p> <p>(請願理由) 2019年末の給特法改正の附帯決議の中では、部活動の地域化の早期実現の方針が示されていることから、開設する部活動の数を縮減していく動きは必要であると考えます。</p>

2022年4月11日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

三重県立高等学校における開設部活動数の縮減を求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敏子
住 所 三重県津市寿町7-50(みえ労連内)
電 話 059-223-2615(みえ労連)

1 請願の要旨

三重県立高等学校で開設されている部活動について、開設数の縮減を求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

現在の部活動制度は形式上、教職員に対する「委嘱」や「お願い」といった職務命令によらない形をとりながらも、実際にはそれを断る選択肢を教職員に与えないという強制によって成り立っています。今年3月11日に開催された三重県教育委員会定例会では、当組合が提出した「部活動顧問等の委嘱のあり方の見直しを求める請願書」の審議が行われ、その際の請願書を通して、当組合は給特法に違反した、超過勤務ありきの部活動運営の実態の解消を求めました。それに関して木平教育長は部活動の意義や部活動改革を進めていく考えを示されていますが、そもそも部活動制度を違法な運用によって成り立たせていることが問題なのであり、部活動改革を進めていくからといって、教職員を部活動顧問等に強制的に配置することが許されるわけではありません。部活動を開設する以上は、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」という地方自治法第2条第16項の定めに従い、適法な運営を行っていただく必要があります。

さて、適法に部活動の運営を行うためには、「部活動指導を希望する教職員が担うようにし、それで賄いきれない場合は管理職が自ら担う」という運用をしている自治体があるように、自主的・自発的に部活動指導に携わりたいという者だけで部活動の運営をしていくことが必要であると思います。現在、すべての教員に部活動指導を事実上強制し、給特法に違反した超過勤務を余儀なくするという運用が広く行われています。こうした事態に繋がる大きな要因は、そうでもしないと成り立たないほど、過剰に部活動が設置されていることにあると考えます。部活動数を縮減し、部活動指導に携わりたい者だけで部活動の運営を行うようにすることが必要です。

2019年末の給特法改正の附帯決議の中では、部活動の地域化の早期実現の方針が示されていることから、学校から開設する部活動の数を縮減していく動きは当然ながら必要です。また、昨年4月に岐阜県教育委員会は、働き方改革の一環として、県立高校の部活動を統廃合し、2023年度までに部活動の数を2割削減する計画案をまとめています。岐阜県でのとりくみのように、三重県においても開設部活動数の縮減を進め、部活動指導に携わりたい者だけが部活動に携われるよう整備していくことが必要であると考えます。

議案第30号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年7月29日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状に関する規則（昭和四十六年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(免許法施行規則附則第三十五項による場合)	(免許法施行規則附則第三十八項による場合)
第四条 免許法施行規則附則第三十五項の規定により高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。	第四条 免許法施行規則附則第三十八項の規定により高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。
一・二 (略) (申請書類の省略)	一・二 (略) (申請書類の省略)
第十条 (略)	第十条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 県教育委員会が免許法第五条の規定により授与した普通免許状（教育職員検定に合格した者に授与したものと除く。）のうち失効した暫運免許状（免許法第十条第一項各号及び第十二条第四項により失効したものと除く。）について再授与の申請をする場合は、前条の規定にからむらず、次に掲げる書類を省略することができる。	
一 本業（修了）証書の写又は卒業（修了）証明書 二 実務に関する証明書 三 学力に関する証明書 四 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）第四条第一項に規定する介護等の体験に関する証明書 (特別免許状の授与等)	
第十八条 免許法第五条第四項の規定により、特別免許状の授与に際しては、三重県特別免許状授与審査委員（以下「審査委員」という。）の意見を聽かなければならない。	第十八条 免許法第五条第五項の規定により、特別免許状の授与に際しては、三重県特別免許状授与審査委員（以下「審査委員」という。）の意見を聽かなければならない。
2 (略)	2 (略)

別表第一中

二の条六十第

を

条六十第

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

文部科学省通知を踏まえ、免許状の未更新（期限切れ）を事由として失効となった普通免許状を円滑に再授与するため、申請書類を簡素化する等所要の改正を行う。

2 改正内容

免許状の未更新（期限切れ）を事由として失効となった普通免許状の授与を再申請する場合は、申請書類の一部を省略することができる旨規定するとともに所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日

議案第31号

公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則案

公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則案について、別紙のとおり提案する。

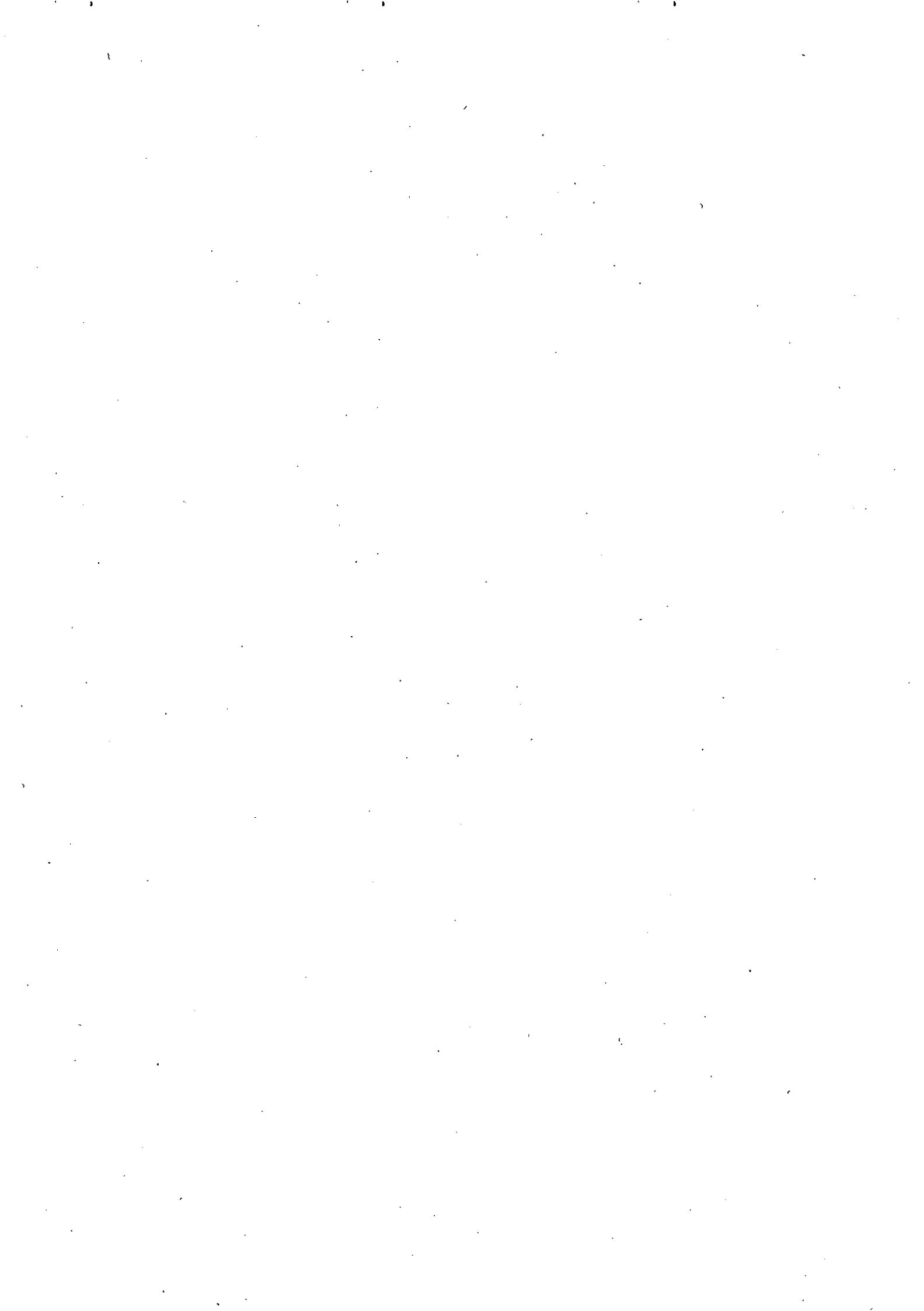
令和4年7月29日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則案
(公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則(昭和三十一年三重県人事委員会規則 第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍縦にて示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(教職調整額の支給)	(教職調整額の支給)
第八条 (略)	第八条 (略)
2 地公法第一十一条の四第一項又は第一十一条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について、条例第十二条の一第一項の規定により支給する教職調整額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の教職調整額とする。	2 再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について、条例第十二条の一第一項の規定により支給する教職調整額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の教職調整額とする。
(管理職手当の支給)	(管理職手当の支給)
第十三条の三 (略)	第十三条の三 (略)
2 前項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分(次項において「当該職の区分」という。)に応じ、別表第七の手当額欄に掲げる額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。	2 前項に規定する職を占める職員のうち再任用職員以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分(次項において「当該職の区分」という。)に応じ、別表第七の手当額欄に掲げる額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。
3 第一項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第八の手当額欄に掲げる額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。	3 第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第八の手当額欄に掲げる額(再任用短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるあるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

4・5 (略)	(管理職員特別勤務手当の支給)	第十三条の四 条例第二十一条の三第三項第一号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	4・5 (略)	(管理職員特別勤務手当の支給)	第十三条の四 条例第二十一条の三第三項第一号の規定により規則で定める額は、別表第九の上欄に掲げる額の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額とする。
1 次号に掲げる職員以外の管理監督職員（条例第二十一条の三第一項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。）別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額	1 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額	1 次号に掲げる職員以外の管理監督職員 別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額	1 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額	1 次号に掲げる職員以外の管理監督職員 別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額	1 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 条例第二十一条の三第三項第一号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	3 条例第二十一条の三第三項第一号の規定により規則で定める額は、別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。	3 条例第二十一条の三第三項第一号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	3 条例第二十一条の三第三項第一号の規定により規則で定める額は、別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。	3 条例第二十一条の三第三項第一号の規定により規則で定める額は、別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。	3 条例第二十一条の三第三項第一号の規定により規則で定める額は、別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。
4・6 (略)	4・6 (略)	4・6 (略)	4・6 (略)	4・6 (略)	4・6 (略)
(勤務一時間当たりの給与額)	(勤務一時間当たりの給与額)	(勤務一時間当たりの給与額)	(勤務一時間当たりの給与額)	(勤務一時間当たりの給与額)	(勤務一時間当たりの給与額)
第十七条の二 条例第二十八条の規則で定める数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間に、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得た数とする。	第十七条の二 条例第二十八条の規則で定める数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間に、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得た数とする。	1 (略)	1 (略)	1 (略)	1 (略)
1 (略)	1 再任用短時間勤務職員 七時間四十五分に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間	1 (略)	1 再任用短時間勤務職員 七時間四十五分に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間	1 (略)	1 再任用短時間勤務職員 七時間四十五分に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間

三・四 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

第十九条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員 条例第十条の一第一項

二 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。以下「育児休業条例」という。）第十九条の規定により読み替えられた条例第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第二項

三 (略)

附 則

1 17 (略)

(条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員のべき手当等の支給額)

8 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第十一条の二第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「次に掲げる職員」とあるのは、「条例附則第十六項の適用を受ける職員であつて施行日の前日に当該職員以外の職員であつたもの及び次に掲げる職員」とする。

(条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の支給額)

9 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第十三条の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはそれを切り捨てて、五十円以上百円未満の端数を生じたときはそれを百円に切り上げた額）」とする。

(条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の支給額)

10 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第十三条の四第一項及び第三項の規定の適用については、当分の間、同項の規定中「掲げる額」とあるのが、「掲げる額に百分の七十を乗じて

三・四 (略)

(短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

第十九条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

一 再任用短時間勤務職員 条例第十条の一第一項

二 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。次号において「育児休業条例」という。）第十九条の規定により読み替えられた条例第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第二項

三 (略)

附 則

1 17 (略)

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

倍た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはそれを切り捨てて、五十円以上の未満の端数を生じたときはそれを取る額）」とする。

（条例附則第十六項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）

- 11 育児休業条例附則第十一項の規定により読み替えられた条例附則第十六項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

（条例附則第十六項又は第十七項の規定の適用を受ける職員への通算）

- 12 条例附則第十六項又は第十七項の規定の適用により給料月額が異動するに伴つた職員については、人事異動通知書又はそれに代わる文書によりその旨を通知するものとする。ただし、通知書等の交付に必要な手数料を通常と認めると場合は、適当な方法をもつて通知書等の交付に代えることができる。

別表第九（第十三条の四関係）

管理職員特別勤務手当額表		
職号	手当額（第十三条の四第一項第一号）	手当額（第十三条の四第三項第一号）
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第九の二（第十三条の四関係）

管理職員特別勤務手当額表		
職号	手当額（第十三条の四第一項第一号）	手当額（第十三条の四第三項第一号）
校長	六千円	三千円
教頭	五千円	一千五百円
事務長	五千円（特に困難な業務を行う事務長の職にある者にあつては、六千円）	一千五百円（特に困難な業務を行う事務長の職にある者にあつては、三千円）

備考 別表第六の備考は、本表について適用す

別表第九（第十三条の四関係）

管理職員特別勤務手当額表		
職号	手当額（第十三条の四第一項）	手当額（第十三条の四第三項）
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

る。

(公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第二条 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十五年三重県人事委員会規則第二十
一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に横線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(昇格の場合の号給) 第二十二条 (略) 2 2・3 (略) 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前三項の規定により決定される号給が都内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前三項の規定にかかわらず、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して、その者の号給を決定することができる。	(昇格の場合の号給) 第二十二条 (略) 2 2・3 (略) 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、県委員会が人事委員会と協議して定める号給とする。
(降格の場合の号給) 第二十三条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けっていた号給に対応する降格時号給対応表(別表第八)の降格後の号給欄に起める号給とする。	(降格の場合の号給) 第二十三条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。
2 (略) 3 前二項の規定により職員の号給を決定することができ著しく不適当と認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならぬ。	2 (略) 3 前二項の規定により職員の号給を決定することができ著しく不適当と認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して、その者の号給を決定することができる。
4 教育職員を高等学校等教育職給料表又は中学校、小学校教育職給料表の職務の級三級又は四級から降格させた場合における当該降格後の号給の給料月額に関しては、高等学校等教育職給料表の備考(一)及び中学校、小学校教育職給料表の備考(二)の規定の適用がないものとして第一項の規定を適用するものとする。	

別表第七の次に次の表を加える。

別表第8(第23条関係) 降格時号給対応表

イ 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日	降格後の号給
----------	--------

に受けている号給	1級	2級(3級から)	特2級	3級
1	21	25(53)	25	41
2	22	26(54)	26	42
3	23	27(55)	27	43
4	24	28(56)	28	44
5	25	29(57)	29	45
6	26	30(58)	30	46
7	27	31(59)	31	47
8	28	32(60)	32	48
9	29	33(61)	33	49
10	30	34(62)	34	50
11	31	35(63)	35	51
12	32	36(64)	36	52
13	33	37(65)	37	53
14	34	38(66)	38	54
15	35	39(67)	39	55
16	36	40(68)	40	56
17	37	41(69)	41	57
18	38	42(70)	42	58
19	39	43(71)	43	59
20	40	44(72)	44	60
21	41	45(73)	45	61
22	42	46(74)	46	62
23	43	47(75)	47	63
24	44	48(76)	48	64
25	45	49(77)	49	66
26	46	50(78)	50	68
27	47	51(79)	51	70
28	48	52(80)	52	72
29	50	53(81)	53	74
30	52	54(82)	54	76
31	54	55(83)	55	78
32	56	56(84)	56	80
33	58	57(85)	57	82
34	60	58(86)	58	84
35	62	59(87)	59	85
36	64	60(88)	60	85
37	66	61(89)	61	85
38	68	62(90)	62	85
39	70	63(91)	63	85
40	72	64(92)	64	85
41	73	65(93)	65	85
42	74	66(94)	66	85
43	75	67(95)	67	85
44	76	68(96)	68	85

45	78	69(97)	69	85
46	80	70(98)	70	
47	82	71(99)	71	
48	84	72(100)	72	
49	86	73(102)	73	
50	88	74(104)	74	
51	90	75(106)	75	
52	92	76(108)	76	
53	94	77(110)	77	
54	96	78(112)	78	
55	98	79(114)	79	
56	100	80(116)	80	
57	103	81(119)	81	
58	106	82(128)	82	
59	109	83(142)	83	
60	112	84(145)	84	
61	117	85(145)	86	
62	122	86(145)	88	
63	127	87(145)	90	
64	132	88(145)	92	
65	138	89(145)	93	
66	144	90(145)	94	
67	150	91(145)	95	
68	153	92(145)	96	
69	153	93(145)	99	
70	153	94(145)	102	
71	153	95(145)	105	
72	153	96(145)	108	
73	153	97(145)	111	
74	153	98(145)	114	
75	153	99(145)	117	
76	153	100(145)	117	
77	153	101(145)	117	
78	153	102(145)	117	
79	153	103(145)	117	
80	153	104(145)	117	
81	153	106(145)	117	
82	153	108(145)	117	
83	153	110(145)	117	
84	153	112(145)	117	
85	153	114(145)	117	
86	153	116		
87	153	118		
88	153	120		
89	153	125		

90	153	130		
91	153	135		
92	153	140		
93	153	142		
94	153	144		
95	153	145		
96	153	145		
97	153	145		
98	153	145		
99	153	145		
100	153	145		
101	153	145		
102	153	145		
103	153	145		
104	153	145		
105	153	145		
106	153	145		
107	153	145		
108	153	145		
109	153	145		
110	153	145		
111	153	145		
112	153	145		
113	153	145		
114	153	145		
115	153	145		
116	153	145		
117	153	145		
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153		Δ	
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			

135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			

□ 中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級(3級から)	特2級	3級
1	9	37(49)	9	57
2	10	38(50)	10	58
3	10	39(51)	11	59
4	11	40(52)	12	60
5	12	41(53)	13	61
6	13	42(54)	14	62
7	14	43(55)	15	63
8	15	44(56)	16	64
9	16	45(57)	17	65
10	17	46(58)	18	66
11	18	47(59)	19	67
12	19	48(60)	20	68
13	20	49(61)	21	69
14	21	50(62)	22	70
15	23	51(63)	23	71
16	24	52(64)	24	72
17	25	53(65)	25	73
18	26	54(66)	26	74
19	27	55(67)	27	75
20	28	56(68)	28	80
21	29	57(69)	29	85
22	30	58(70)	30	90
23	31	59(71)	31	96
24	32	60(72)	32	100
25	33	61(73)	33	101
26	34	62(74)	34	101
27	35	63(75)	35	101
28	36	64(76)	36	101
29	37	65(77)	37	101
30	38	66(78)	38	101
31	39	67(79)	39	101

32	40	68(80)	40	101
33	41	69(81)	41	101
34	42	70(82)	42	101
35	43	71(83)	43	101
36	44	72(84)	44	101
37	45	73(85)	45	101
38	46	74(86)	46	101
39	47	75(87)	47	101
40	48	76(88)	48	101
41	50	77(89)	49	101
42	52	78(90)	50	101
43	54	79(91)	51	101
44	56	80(92)	52	101
45	58	81(93)	53	101
46	60	82(94)	54	
47	62	83(95)	55	
48	64	84(96)	56	
49	66	85(97)	57	
50	68	86(98)	58	
51	70	87(99)	59	
52	72	88(100)	60	
53	73	89(101)	61	
54	74	90(102)	62	
55	75	91(103)	63	
56	76	92(104)	64	
57	78	93(105)	65	
58	80	94(106)	66	
59	82	95(107)	67	
60	84	96(108)	68	
61	87	97(110)	69	
62	90	98(112)	70	
63	93	99(114)	71	
64	96	100(116)	72	
65	101	101(117)	73	
66	106	102(118)	74	
67	111	103(119)	75	
68	116	104(120)	76	
69	119	105(122)	77	
70	122	106(124)	78	
71	125	107(126)	79	
72	125	108(128)	80	
73	125	109(130)	82	
74	125	110(150)	84	
75	125	111(155)	86	
76	125	112(157)	88	

77	125	114(157)	89	
78	125	116(157)	90	
79	125	118(157)	91	
80	125	120(157)	95	
81	125	121(157)	99	
82	125	122(157)	103	
83	125	123(157)	107	
84	125	124(157)	112	
85	125	125(157)	114	
86	125	126(157)	116	
87	125	127(157)	117	
88	125	128(157)	117	
89	125	130(157)	117	
90	125	134(157)	117	
91	125	138(157)	117	
92	125	142(157)	117	
93	125	146(157)	117	
94	125	150(157)	117	
95	125	153(157)	117	
96	125	156(157)	117	
97	125	157(157)	117	
98	125	157(157)	117	
99	125	157(157)	117	
100	125	157(157)	117	
101	125	157(157)	117	
102	125	157		
103	125	157		
104	125	157		
105	125	157		
106	125	157		
107	125	157		
108	125	157		
109	125	157		
110	125	157		
111	125	157		
112	125	157		
113	125	157		
114	125	157		
115	125	157		
116	125	157		
117	125	157		
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			

122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			

ハ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
1	21	17	33	17
2	22	18	34	18
3	23	19	35	19
4	24	20	36	20
5	25	21	37	21
6	26	22	38	22

7	27	23	39	23
8	28	24	40	24
9	29	25	41	25
10	30	26	42	26
11	31	27	43	27
12	32	28	44	28
13	33	29	45	29
14	34	30	46	30
15	35	31	47	31
16	36	32	48	32
17	37	33	49	33
18	38	34	50	34
19	39	35	51	35
20	40	36	52	36
21	41	37	54	37
22	42	38	56	38
23	43	39	58	39
24	44	40	60	40
25	45	41	61	41
26	46	42	62	42
27	47	43	63	43
28	48	44	64	44
29	50	45	66	45
30	52	46	68	46
31	54	47	70	47
32	56	48	72	48
33	57	49	76	50
34	58	50	80	52
35	59	51	84	54
36	60	52	88	56
37	62	53	94	59
38	64	54	101	62
39	66	55	108	65
40	68	56	113	69
41	70	57	113	73
42	72	58	113	77
43	74	59	113	81
44	76	60	113	85
45	78	61	113	85
46	80	62	113	85
47	82	63	113	85
48	84	64	113	85
49	85	65	113	85
50	85	66	113	85
51	85	67	113	85

52	85	68	113	85
53	85	70	113	85
54	85	72	113	85
55	85	74	113	85
56	85	76	113	85
57	85	78	113	85
58	85	80	113	85
59	85	82	113	85
60	85	84	113	85
61	85	91	113	85
62	85	98	113	85
63	85	105	113	85
64	85	105	113	85
65	85	105	113	85
66	85	105	113	
67	85	105	113	
68	85	105	113	
69	85	105	113	
70	85	105	113	
71	85	105	113	
72	85	105	113	
73	85	105	113	
74	85	105	113	
75	85	105	113	
76	85	105	113	
77	85	105	113	
78	85	105	113	
79	85	105	113	
80	85	105	113	
81	85	105	113	
82	85	105	113	
83	85	105	113	
84	85	105	113	
85	85	105	113	
86	85	105		
87	85	105		
88	85	105		
89	85	105		
90	85	105		
91	85	105		
92	85	105		
93	85	105		
94	85	105		
95	85	105		
96	85	105		

97	85	105		
98	85	105		
99	85	105		
100	85	105		
101	85	105		
102	85	105		
103	85	105		
104	85	105		
105	85	105		
106		105		
107		105		
108		105		
109		105		
110		105		
111		105		
112		105		
113		105		

二 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けている号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	33	17	17	9	9
2	33	18	18	10	10
3	33	19	19	11	11
4	34	20	20	12	12
5	35	21	21	13	13
6	36	22	22	14	14
7	37	23	23	15	15
8	39	24	24	16	16
9	40	25	25	17	17
10	42	26	26	18	18
11	43	27	27	19	19
12	44	28	28	20	20
13	45	29	29	21	21
14	46	30	30	22	22
15	47	31	31	23	23
16	48	32	32	24	24
17	49	33	33	25	25
18	50	34	34	26	26
19	51	35	35	27	27
20	52	36	36	28	28
21	53	37	37	29	29
22	54	38	38	30	30
23	55	39	39	31	31
24	56	40	40	32	32
25	58	41	41	33	33

26	60	42	42	34	34
27	62	43	43	35	35
28	64	44	44	36	36
29	66	45	45	37	37
30	68	46	46	38	38
31	70	47	47	39	39
32	72	48	48	40	40
33	74	49	49	41	41
34	76	50	50	42	42
35	78	51	51	43	43
36	80	52	52	44	44
37	81	53	53	45	45
38	82	54	54	46	46
39	83	55	55	47	47
40	84	56	56	48	48
41	86	58	57	49	50
42	88	60	58	50	52
43	90	62	59	51	54
44	92	64	60	52	56
45	93	66	63	53	58
46	93	68	66	54	60
47	93	70	69	55	62
48	93	72	72	56	64
49	93	76	75	57	66
50	93	80	78	58	76
51	93	84	81	59	88
52	93	88	84	60	92
53	93	93	88	61	93
54	93	98	92	62	93
55	93	103	97	63	93
56	93	109	102	64	93
57	93	115	107	65	93
58	93	121	112	66	93
59	93	125	113	67	93
60	93	125	113	68	93
61	93	125	113	69	93
62	93	125	113	70	93
63	93	125	113	71	93
64	93	125	113	72	93
65	93	125	113	73	93
66	93	125	113	74	93
67	93	125	113	75	93
68	93	125	113	80	93
69	93	125	113	85	93
70	93	125	113	88	93

71	93	125	113	89	93
72	93	125	113	90	93
73	93	125	113	91	93
74	93	125	113	92	93
75	93	125	113	93	93
76	93	125	113	93	93
77	93	125	113	93	93
78	93	125	113	93	93
79	93	125	113	93	93
80	93	125	113	93	93
81	93	125	113	93	93
82	93	125	113	93	93
83	93	125	113	93	93
84	93	125	113	93	93
85	93	125	113	93	93
86	93	125	113	93	
87	93	125	113	93	
88	93	125	113	93	
89	93	125	113	93	
90	93	125	113	93	
91	93	125	113	93	
92	93	125	113	93	
93	93	125	113	93	
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			
100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			
110	93	125			
111	93	125			
112	93	125			
113	93	125			
114	93				
115	93				

116	93					
117	93					
118	93					
119	93					
120	93					
121	93					
122	93					
123	93					
124	93					
125	93					

備考

1 これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

2 「2級(3級から)」欄の()は、3級から2級への降格の場合に適用する。

(公立学校職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第三条 公立学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年三重県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第四条 条例第十五条の二第一項第一号の規則で定める職員は、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号)第五条第二項に該当する職員(地方公務員法(昭和二十九年法律第一百六十一号)第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項若しくは第二十一項の規定により採用された職員を除く。)で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転の直前の住居であった住宅(前条に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第四条 条例第十五条の二第一項第一号の規則で定める職員は、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号)第五条第一項に該当する職員(地方公務員法(昭和二十九年法律第一百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八の大第一項若しくは第二一項の規定により採用された職員を除く。)で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転の直前の住居であった住宅(前条に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

(公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第四条 公立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十五年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定期前雇用短時間勤務職員等にかかる通勤手当の減額)</p>	<p>(再雇用短時間勤務職員等にかかる通勤手当の減額)</p>

第八条の二 条例第十六条第二項第一号（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第十九条若しくは第二十五条又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年三重県条例第二十一条）第三項第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員として、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。	第八条の二 条例第十六条第二項第一号（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第十九条又は第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員として、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。
（支給単位期間）	（支給単位期間）
第十七条の二（略）	第十七条の三（略）
2 前項第一号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずる日となる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかるらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 一 法第二十八条の六第一項の規定による退職その他の離職をする日。 二五（略）	2 前項第一号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずる日となる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかるらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 一 法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をする日。 二五（略）

（公立学校職員の単身起任手当に関する規則の一部改正）

第五条 公立学校職員の単身起任手当に関する規則（平成二年三重県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（権衡職員の範囲等）	（権衡職員の範囲等）
第五条（略）	第五条（略）
2 条例第十六条の二第二項の同条第一項の規定による単身起任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第一条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居するようになった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する学校に通勤する方が第三条に規定する	2 条例第十六条の二第二項の同条第一項の規定による単身起任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居する方が第三条に規定する

基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活する人を常況とする職員
イ 地方公務員法（昭和二十九年法律第二百六十号。以下「法」という。）第十一條の四第一項又は第十一條の五第一項若しくは第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

口二（略）

二八（略）

（公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第六条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年三重県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に替えて示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第一条 条例第二十三条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員として、これらの職員には、期末手当を支給しない。 一（略） 二 その退職の後基準日までの間ににおいて次に掲げる者であつて、非常勤の職員（法第十一條の四第一項又は第十一條の五第一項若しくは第一項の規定により採用された職員（以下「定期前再任用短時間勤務職員」という。）、「育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）の適用を受ける職員（企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。）のうち期末手当の支給対象者であるもの（以下「会計年度任用職員」という。）若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの（以下「公立学校会計年度任用職員」という。）その他の県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。）以	第一条 条例第二十三条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員として、これらの職員には、期末手当を支給しない。 一（略） 二 その退職の後基準日までの間ににおいて次に掲げる者であつて、非常勤の職員（法第十一條の四第一項若しくは第十一條の五第一項又は第十一條の六第一項若しくは第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第十一條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、「育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）の適用を受ける職員（企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。）のうち期末手当の支給対象者であるもの（以下「会計年度任用職員」という。）若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの（以下「公立学校会計年度任用職員」という。）その他の県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。）以

基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活する人を常況とする職員
イ 地方公務員法（昭和二十九年法律第二百六十号。以下「法」という。）第十八條の四第一項、第十八條の五第一項又は第十八條の大第一項若しくは第一項の規定による採用（法第十八條の二第一項の規定により退職した日（法第十八條の三の規定により勤務した後退職した日及び新設採用による任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

口二（略）

二八（略）

外の職員となつたもの

一八九 (路)

三 その退職に引き続き他の地方公務員、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）第七条第五項第一号に規定する一般地方独立行政法人の職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員、国家公務員、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員若しくは国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の職員のうち、県委員会が人事委員会と協議して定める者（非常勤である者については、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他県委員会が人事委員会と協議して定める者に限る。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第十二条第一号に規定する退職派遣者となつたもの

第四条 基準日前一箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員、定期前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が二回以上ある者について前二条の規定を適用する場合は、基準日にもかくも近き日の退職のみをもつて当該退職とする。

(期末手当に係る在職期間)

第五条 (略)

2 前項の期間の算定する期間を除算する。

一四 (略)

五 法第一一十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その一分の一の期間

六 (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十一條 (略)

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げ

者であるかの（以下「公立学校会計年度任用職員」という。）その他県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。）以外の職員となつたもの

卷之三

三 その退職に引き続き他の地方公務員、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人の職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員、国家公務員、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員若しくは国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の職員のうち、県委員会が人事委員会と協議して定める者（非常勤である者については、再任用毎時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他県委員会が人事委員会と協議して定める者に限る。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第十二条第一号に規定する退職派遣者となつたもの

第四条 基準日前一箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員、再任用短時間勤務職員又は定期付短時間勤務職員としての退職が二回以上ある者について前一条の規定を適用する場合には、基準日における最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

(期末手当に係る在職期間)

第五条 (略)

前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

一四 (略)

(略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十一條 (略)

前項の期間の算定については、次の各号に掲げ

る期間を除算する。ただし、この場合において、除算される期間が一日未満の場合は切り捨てる。

一〇十 (略)

十一 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

一二 (略)

(勤勉手当の成績率)

第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。

- 一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の百九十以内
- 二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の九十以内

る期間を除算する。ただし、この場合において、除算される期間が一日未満の場合は切り捨てる。

一〇十 (略)

十一 (略)

(勤勉手当の成績率)

第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。

- 一 再任用職員以外の職員 百分の百九十以内
- 二 再任用職員 百分の九十以内

(公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第七条 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年三重県人事委員会規則「三重県教育委員会規則第十号」)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すもとに改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。)第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項若しくは第二十項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。)第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の大第一項若しくは第二十項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で地公法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその</p>

条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれを乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

一 条例第二十五条の二第一項に規定する職員で中学校・小学校教育職給料表の適用を受けるものの、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（定年前再任用毎時間勤務職員においては、当該職員の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第一に掲げる額

一一五（略）

附 則

（施行期日）

1（略）

（条例附則第十六条の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の支給額）

2 条例附則第十六条の規定の適用を受ける職員に対する第二条の規定の適用については、当分の間、同条第一号から第五号までの規定中「掲げる額」とあるのが、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときは百円に切り上げた額）」とする。

別表第一再任用職員以外の職員の欄及び再任用職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用毎時間勤務職員」に改める。

別表第二再任用職員以外の職員の欄及び再任用職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用毎時間勤務職員」に改める。

（公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則）

第八条 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍縁で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第一条（略） （適用除外）	第一条（略）
第二条の二 十一年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非達によるリヒトナム退職した者に対しては、条例第三条第二項の規定は、適用しない。	第二条の二
（基礎在職期間）	（基礎在職期間）
第四条の二 条例第五条の二第一項第二十一号に	第四条の二 条例第五条の二第一項第二十一号に

額に勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

一 条例第二十五条の二第一項に規定する職員で中学校・小学校教育職給料表の適用を受けるものの、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（再任用職員においては、当該職員の属する職務の級とする。以下同じ。）に対する別表第一に掲げる額

一一五（略）

附 則

（施行期日）

（略）

		規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。
一	(略)	規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。
二	条例附則第一項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧専売公社、旧電信電話公社又は旧国有鉄道の職員としての在職期間	二 条例附則第十四項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧専売公社、旧電信電話公社又は旧国有鉄道の職員としての在職期間
三	条例附則第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間	三 条例附則第十五項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間
四	条例附則第四項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間	四 条例附則第十六項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間
五	条例附則第八項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間	五 条例附則第二十一項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間
六	条例附則第九項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間	六 条例附則第二十三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間
七	(略)	七 (略)
	(勤続期間の計算)	(勤続期間の計算)
第五条	(略)	第五条 (略)
2	(略)	2 (略)
3	条例第七条第三項かつて書（「第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。」の部分を除き、同条第五項の規定において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により在職期間の通算を認められる者の身分を失つた日（準ずる日を含む。以下同じ。）から新たな身	条例第七条第三項かつて書（「第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。」の部分を除き、同条第五項、条例附則第一項、条例附則第七項および条例附則第八項の規定においてその例による場合および準用する場合を含む。以下同じ。）条例附則第五項、条例附則

	分を得た日までの期間は、在職期間に含まない。	第六項および条例附則第八項の規定により在職期間の通算を認められる者の身分を失つた日（準する日を含む。以下同じ。）から新たな身分を得た日までの期間は、在職期間に含まない。
4	条例第七条第三項かつこ書に規定する他に就職には、身分を失つた日から新たな身分を得た日までの間において、再就職する意志があつたにもかかわらず、定数、歳出予算等の事情により早期に再就職することができなかつたことが立証され、やむを得ず一時的に他に就職した場合は、該当しないものとする。	条例第七条第三項かつこ書、条例附則第五項、条例附則第六項および条例附則第八項に規定する他に就職には、身分を失つた日から新たな身分を得た日までの間において、再就職する意志があつたにもかかわらず、定数、歳出予算等の事情により早期に再就職することができなかつたことが立証され、やむを得ず一時的に他に就職した場合は、該当しないものとする。
5	条例第七条第三項かつこ書に規定する退職の日から就職の日までの期間について必要と認められる日数は、その者のそのための準備に要する日数、旅行日数その他の事情を勘案して教育長がその都度定めるものとする。	条例第七条第三項かつこ書に規定する退職の日から就職の日までの期間（以下本項中「空白期間」という。）には、昭和二十八年七月三十一日以前における外国政府職員等、医療団職員、救護員、外国特殊機関職員、在学研究員等となるための空白期間、兵役に服するための空白期間等を含むものとし、当該空白期間について必要と認められる日数は、その者のそのための準備に要する日数、旅行日数その他の事情を勘案して教育長がその都度定めるものとする。
6	条例第七条第五項本文中のかつこ書の規定は、当該地方公共団体の退職手当に関する規定において職員の在職期間の通算を認めないことについて定められたとき以前に当該地方公共団体における職員以外の地方公務員等から引き続きた職員となつた者については適用しない。	条例第七条第五項本文中のかつこ書（条例附則第一項および条例附則第七項においてその例による場合を含む。）の規定は、当該地方公共団体の退職手当に関する規定において職員の在職期間の通算を認めないことについて定められたとき以前に当該地方公共団体における職員以外の地方公務員等から引き続きた職員となつた者については適用しない。 (外国政府職員等、医療団職員、救護員、外国特殊機関職員、在外研究員等および外地官署所属職員の範囲等)
	第六条 条例附則第三項に規定する規則で定めるものおよび規則で定める期間については、国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第一百五十五号）附則第三項第一号および第二号に規定するところによる。	第六条 条例附則第三項に規定する規則で定めるものおよび規則で定める期間については、国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第115号）附則第三項第一号および第二号に規定するところによる。
2	条例附則第三項、条例附則第四項、条例附則第五項、条例附則第八項および条例附則第十項第五号に規定する外国政府職員等、医療団職員、	2 条例附則第三項、条例附則第四項、条例附則第五項、条例附則第八項および条例附則第十項第五号に規定する外国政府職員等、医療団職員、

第六条から第七条まで 削除

教職員、外國特殊機関職員、在外研究員等または外地官署所属職員の範囲、身分を失つた日その他必要な事項については、国家公務員に対するそれらの取り扱いに準ずる。

3 在外指定学校職員、在外公館職員等としての在職期間のある者の当該在職期間については、条例附則第五項（条例附則第七項において準用する場合を含む。）、条例附則第八項および条例附則第十項第五号に規定する外地官署所属職員の在職期間に準じて取り扱うものとする。

4 条例附則第五項（条例附則第七項において準用する場合を含む。）、条例附則第八項および条例附則第九項の規定を適用する場合には併せて、現に昭和一十年八月十五日に外地官署所属職員（前項に規定する者を含む。）であつた者で外地官署所属職員の身分に属する件（昭和一一年勅令第百八十七号）（前項に規定する者については、同様の規定）の規定によるものなく退職した者については、当該規定に該当するものとして取り扱うものとする。

（教職不適格の解除の日等）

第六条の二 条例附則第六項に規定するこれらに準する措置および法令の規定または特別の手続によりこれらに準する措置が解除された日にについては、国家公務員に対するそれらの取り扱いに準ずる。

（昭和一十八年七月三十一日以前における職員以外の地方公務員等の範囲）

第六条の三 条例附則第七項に規定するもの以外の地方公共団体またはこれに準するものに勤務していた公務員には、居留民団等における公務員を含むものとする。

2 条例附則第七項に規定する規則で定める者は、教育公務員特例法（昭和一十四年法律第一号）施行の日以前において公務員の任命権者が都道府県であつて給与支給義務者が市区町村であつた学校（幼稚園を含む。）に在職した公務員とする。

（外地官署所属職員等で特殊事情があると認められる場合）

第七条 条例附則第八項に規定する特殊の事情が

<p>第八条 条例第七条第五項ただし書に規定する退職手当に相当する給与については、国家公務員に対する給与の取り扱いに準ずる。</p>	<p>あると認められる場合には、県委員会が定める期間については、引き続きその者に就職する意志があつたにもかかわらず、職員または職員以外の地方公務員等として就職することができなかつた理由がやむを得なかつたものと教育長が認め、その際教育長が定める期間とする。</p>
<p>(退職手当に相当する給与)</p>	<p>第八条 条例第七条第五項ただし書（条例附則第一項、条例附則第七項および条例附則第八項においてその例による場合を含む。）および条例附則第七項に規定する退職手当に相当する給与ならびに条例附則第九項に規定する退職手当等の名称、額等については、国家公務員に対するそれらの取り扱いに準ずる。</p>
<p>(特殊退職の場合の規則で定める退職等)</p>	<p>第八条の二 条例附則第九項に規定する規則で定める日および条例附則第十項第六号に規定する規則で定める退職については、教育長がその都度定める。</p>
<p>(未従員者等の範囲)</p>	<p>第九条 条例附則第十二項に規定する未従員者等の範囲については、国家公務員退職手当法および同法に基づく命令に規定するヒト群による。</p>
<p>第十一条の四 条例第十条第四項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>第十一条の四 条例第十条第四項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>
<p>一 (略)</p>	<p>一 (略)</p>
<p>二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当する退職手当の支給を受けたもの</p>	<p>二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。）の支給を受けたもの</p>
<p>三 (略)</p>	<p>三 (略)</p>

（公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正）

第九条 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則（令和元年三重県人事委員会
規則 第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第七条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬の支給については、別に定めるものを除き、給与条例第十八条における再任用短時間勤務職員の例による。ただし、これらの手當に相当する報酬に係る勤務一時間当たりの報酬の額の算定方法は、次に掲げるものとする。</p>	<p>(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第七条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬の支給については、別に定めるものを除き、給与条例第十八条における再任用短時間勤務職員の例による。ただし、これらの手當に相当する報酬に係る勤務一時間当たりの報酬の額の算定方法は、次に掲げるものとする。</p>
一～三 (略)	一～三 (略)

附 則 (施行期日)

- 1 ハ)の規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第八条中公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第十二条の四第二号の改正規定は公布の日から施行し、令和四年七月一日から適用する。
(定期)
- 2 ハ)の附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものによる。
 - 一 令和三年改正地方公務員法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十二号)をいう。
 - 二 令和五年旧地公法 令和三年改正地方公務員法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第一百六十一号)をいう。
 - 三 暫定再任用職員 令和三年改正地方公務員法附則第四条第一項若しくは第二項(ハ)の規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。
 - 四 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法第十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。
 - 五 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第十二条の四第一項又は第十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。
 - 六 旧地公法再任用職員 ハ)の規則の施行前に、令和五年旧地公法第十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。
 - 七 令和四年改正給与条例 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年三重県条例第三十八号)をいう。
(改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)
 - 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第一条の規定による改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則(以下「改正後の支給規則」という。)第八条第二项、第十三条の三第三項、第十七条の三(第一号に係る部分に限る。)並びに第十九条(第一号に係る部分に限る。)の規定を適用する。
 - 4 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する改正後の支給規則第十二条の三第一項の適用については、同条同項中「別表第七」とあるのは、「別表第八」とする。
 - 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の支給規則第十二条の四第一項及び第二項の規定を適用する。
 - 6 令和四年改正給与条例附則第五項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。次項において「育児休業法」という。)第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。
 - 7 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

- 一 暫定再任用短時間勤務職員 令和四年改正給与条例附則第六項
- 二 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和四年改正給与条例附則第五項（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和四年改正給与条例附則第四項
(改正後の公立学校職員の単身起任手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置)
- 8 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、公立学校職員の単身起任手当に関する規則第一項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する学校に通勤することを常況とするものとなつた暫定再任用職員は、給与条例第十六条の一第三項の同条第一項の規定による単身起任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則で定める職員とする。
- 一 令和三年改正地公法附則第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第六条第一項又は第七条第一項若しくは第二項の規定による採用（令和五年旧地公法第二十八条の二又は令和三年改正地公法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項、第二十八条の六第一項若しくは第二項、令和三年改正地公法附則第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第六条第一項又は第七条第一項若しくは第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたり。
- 二 令和三年改正地公法附則第四条第一項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定による採用（地方公務員法第二十八条の大第一項の規定により退職した日（同法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び同法第二十二条の四第一項、第二十二条の五第一項若しくは第二項、令和三年改正地公法附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第一項又は第七条第三項若しくは第四項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたり。
- 9 令和三年改正地公法附則第四条第一項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対する第五条の規定による改正後の公立学校職員の単身起任手当に関する規則第五条第一項の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。
- 10 この規則の施行の日前に、第五条の規定による改正前の公立学校職員の単身起任手当に関する規則第五条第二項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
(改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)
- 11 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員みなして、第六条の規定による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第一項及び第四条の規定を適用する。
- 12 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員みなして、第六条の規定による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定を適用する。
(改正後の公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)
- 13 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員みなして、第七条の規定による改正後の公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則第三条の規定を適用する。この場合において暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に適用するときは、「当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。））にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項

に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員についてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員についてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とあるのは、「当該各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員についてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員についてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。

（旧地公法再任用職員に係る平均給与額に関する経過措置）

14 地方公務員災害補償法（昭和四十一年法律第百一十一号）第一条第四項に規定する期間中に旧地公法再任用職員として在職していた期間がある場合における当該期間に係る同法第一条第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

（趣則）

15 附則第三項から前項までに規定するもののが、この規則の施行に際し必要な経過措置は、三重県教育委員会が人事委員会と協議して定める。

公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則案要綱

1 制定理由

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、規則に関する部分について、国に準じて規定を整備するものである。

2 制定内容

- (1) 給料月額7割措置の適用を受ける職員に対する手当の具体的な額の算定方法を定める。
- (2) 「降格時号給対応表」を導入し、役職定年等により降格することとなる職員の号給決定方法を定める。
- (3) 暫定再任用職員等の給料及び手当に関する経過措置を定める。
- (4) その他規定を整備する。

3 施行期日

令和5年4月1日（一部公布の日）から施行する。

【参考】給料月額7割措置の適用を受ける職員に対する手当の額の算定方法について

給料月額の水準を基に額が設定されている「管理職手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当」については、給料月額と同様に60歳前の職員に支給される手当額の7割とする。

※給料月額を算定基礎として計算する手当（地域手当、期末勤勉手当等）については、条例で算定方法を規定。



議案第32号

給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する規則案

給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年7月29日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 本の規則は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十号）以下「給与条例」といふ。附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 本の規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- 一 管理監督職 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号）第六条に規定する職をいう。
- 二 異動期間 地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号）以下「法」という。) 第二十八条の二第一項に規定する異動期間（法第二十八条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- 三 特例任用後降任等職員 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例附則第十八項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第一項特例任用職員（法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第三項特例任用職員（同条第二項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であつたものをいう。
- 四 特定日 給与条例附則第十六項に規定する特定日をいう。
- 五 降格 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年三重県教育委員会規則第二十一号）第二条第三号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- 六 初任給基準異動 給与条例第九条第一項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第六に定める初任給基準表（第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- 七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- 八 上限額 給与条例第九条第三項及び第九条の二の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第十一条第一項又は第十七条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員においては、当該給料月額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第三条第一項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。
- 九 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(給与条例附則第十八項の規則で定める職員)

第三条 給与条例附則第十八項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
 - イ 異動日以後に初任給基準異動をした職員
 - ロ 異動日から特定日までの間に降格をした職員
 - ハ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- ニ 異動日以後に三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員
- 一 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けた給料月額が増額又は減額されるものとさう。以下同じ。）をされた職員
(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第二十項の規定による給料の支給)

第四条 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続い給料表の適用を受けた職員のうち、次の各号に掲げる職員（ただし、特定日に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受けた給料月額（特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにおいては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特定日に同項

の規定により当該職員が受けたりいひかる給料月額に相当する額。以下(イ)の項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第二号イに掲げる職員以外の職員においては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上一百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下(イ)の項において「第四条基礎給料月額」という。)に達しならりいひかる職員(次の各号のうち1以上に掲げる職員に該当する職員(第二項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十一項の規定による給料として支給する。

一 異動日以後に経糸表異動又は初任給基準異動(以下「経糸表異動等」という。)をした職員(第四号に掲げる職員を除く。)異動日の前日に当該経糸表異動等があつたものとした場合(経糸表異動等が二回以上あつた場合においては、同日にそれらの経糸表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けたりいひかる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日から特定日までの間に降格をした職員(第四号に掲げる職員を除く。)異動日の前日に当該職員が受けたる給料月額から、当該降格をした日に当該降格がなされたとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を二回以上した場合においては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上一百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるに連する職員 県委員会が人事委員会と協議して定める額

五 異動日の前日から特定日までの間の経糸表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の経糸表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給せられる職員の受けける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受けける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員である場合に、当該職員について適用される第四条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の経糸表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち1以上に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、県委員会が人事委員会と協議して定める日以後、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第十一項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第十一項の規定による給料の支給)

第五条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日(送第118条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続ぎ同一の経糸表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第十六項の規定により前該職員が受けける給料月額(以下(イ)の項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、りんよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上一百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下(イ)の項において「第五条基礎給料月額」という。)に達しならりいひかる職員(次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する職員を除く。)にば、異動日以後、第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十一項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給せられる職員の受けける給料月額との合計額が上限額を超える場合

に沿る回項の規定の適用については、回項中「第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのが、「上限額と当該職員の受けた給料月額との差額」とある。

第六条 特例用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き継ぎ給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受けた給料月額（異動日後に第一号、第二号又は第三号に掲げる職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けたものとなる給料月額に相当する額。以下同じにおいて「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号に掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときは、それを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときは、それを百円に切り上げた額。以下同じして「第六条基礎給料月額」という。）に達しないもの（以下「当該職員」）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十一項の規定による給料として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用を受ける給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き継ぎ適用を受けるものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合には、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までにこれら給料表異動等後に適用を受ける給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き継ぎ適用を受けるものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に、（それが最も多く給料月額がある場合は、そのうち最も多く給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行なわせるを除く。以下同じ。）をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、それが最も多く給料月額がある場合は、そのうち最も多く給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、それが最も多く給料月額がある場合は、そのうち最も多く給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときは、それを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一百円未満の端数を生じたときは、それを百円に切り上げた額）に百分の七十を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、それが最も多く給料月額がある場合は、そのうち最も多く給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日以後に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるそれに準ずる職員 県委員会が人事委員会と協議して定める額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、それが最も多く給料月額がある場合は、そのうち最も多く給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受けた給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、回項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのが、「上限額と当該職員の受けた給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、第五号に掲げる職員に該当する職員に

する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第十二号までのいずれかに該当する職員であるかのとし、当該職員について適用される第六条基準給料月額は、同項第一号から第十二号までに該当する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 第一項第一号から第五号までのうち以上の場合に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、県委員会が人事委員会と協議して定める日以後、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第十一項の規定による経算として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第十一項の規定による給料の支給）

第七条 降任等相当給料表異動（送兼118条の11第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員からの降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受けれる給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けれるといふいわゆる給料月額に引当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上一百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。）に達しないといふいわゆる職員には、特定日以後、第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十一項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受けれる給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受けれる給料月額との差額」とする。

- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間に給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について削除される第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、県委員会が人事委員会と協議して定める日以後、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第十一項の規定による給料として支給する。

一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員

三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

四 降任等相当転任日以後に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるに準ずる職員

第八条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員からの降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受けれる給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対する給料月額に引当する額（仮定異動期間末日の前日まで当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に該当する給料月額に、引当するもの多い給料月額があるときは、そのうち最も多く引当する給料月額に引当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上一百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。）に達しないといふいわゆる職員には、降任等相当転任日以後、第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十一項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受けれる給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「

「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前1項の規定の適用については、当該職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、県委員会が人事委員会と協議して定める日以後、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第十一項の規定による給料として支給する。

一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）をした職員

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

四 仮定異動期間末日以後に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定せられた職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めたリストに準ずる職員

（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第十一項の規定による給料の支給）

第九条 特例任用期間降格等職員（第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第118条の1第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間ににおいて、降格（職員から書面による同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となつた職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となつた日（当該日が1以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となつた日から法第118条の1第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十一項の規定による給料として支給する。

一 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号給等に対する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対する給料月額に、何れより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日に特例任用期間降格等職員となつた日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があつたものとした場合の特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号給等に対する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となつた日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対する給料月額に、何れより多い給料月額があるときは、そのうち最も高い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前1項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となつた日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、

給与条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、県委員会が人事委員会と協議して定める日から法第118条の二第一項に規定する他の職員の昇任、降任又は転任をされる日の前日まで の間、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

一 特例任用期間降格等職員となつた日の翌日から法第118条の二第一項に規定する他の職員の昇任、降任 又は転任をされる日の前日までの間に公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第1条第二号に規定する昇格とした職員

二 特例任用期間降格等職員となつた日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）とした職員

三 仮定期間未日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間に降格（職員からの書面による同意を得て行つるものと除く。）とした職員

四 仮定期間未日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

五 仮定期間未日以後に県委員会が人事委員会と協議してその予算を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるに遅れる職員

（人事交流等職員に対する給与条例附則第二十一項の規定による給料の支給）

第十条 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第十六条各号に掲げる者から人事交流等により引き継いで管理監督職以外の職に採用された職員（以下「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となつた日（当該日が1月以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下「この条において同じ。」）前に職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日（以下「この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き継ぎ給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となつた日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下「この条において「仮定期定日」という。）後であるときは、仮定期定日に職員であつたものとして給与条例附則第十六項の規定が適用された場合に仮定期定日に当該職員が受けけることとする給料月額に相当する額。以下「この条において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となつたものとした場合に当該職員が受けけることとする給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を出したときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を出したときはこれを百円に切り上げた額。以下「この条において「第十条基礎給料月額」という。）に遅しない限りとする職員には、人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日）以後、第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定については、同項中「第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となつた日が仮定期定日後であるときは、仮定期定日。以下「この条において同じ。」）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き継ぎ給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、県委員会が人事委員会と協議して定める日以後、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

一 かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き継いで公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第十六条各号に掲げる者となり引き継いで人事交流等職員となつたもの及びこれに準するもの

二 人事交流等職員となつた日後に給料表異動等をした職員

三 人事交流等職員となつた日から特定日までの間に降格をした職員

四 人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

五 人事交流等職員となつた日以後に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるに準する職員

(この規則により難い場合の措置)

第十二条 給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の支給について、この規則により難い場合又はこの規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるにあらざる特別な事情があるときは、もとより県委員会が人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができる。

(離則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の支給に関する必要な事項は県委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する規則案要綱

1 制定理由

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する規則案要綱を定める。

2 制定内容

管理監督職勤務上限年齢調整額の支給対象となる権衡職員及び具体的な額の算定方法等を定める。

【管理監督職勤務上限年齢調整額の支給対象となる権衡職員】

- 役職定年による降任等をされた日（以下「異動日」）以後に給料表異動をした職員
- 異動日の前日から特定日（60歳に達した日後の最初の4月1日）までの間に給料月額が改定された職員
- 他の地方公務員等に辞職出向していた期間中に役職定年による降任等をされたとみなされる職員 など

3 施行期日

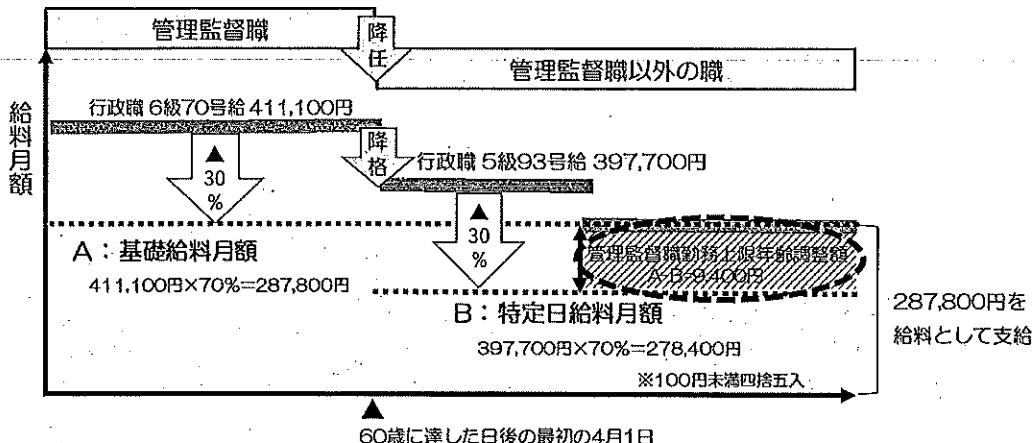
令和5年4月1日

【参考：管理監督職勤務上限年齢調整額】

役職定年により、管理監督職から管理監督職以外の職に降任等された職員に対し、当分の間、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割措置後の給料月額（B）のほか、管理監督職勤務上限年齢調整額（A-B）を給料として支給する。

（これにより、当該職員の給料月額は、管理監督職として受けている給料月額の7割水準の額となる。）

〔例〕



【参考】給与条例附則第十八項、第二十項、第二十一項

- 18 地公法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第二十項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第十六項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額（別表第一備考（二）及び別表第二備考（二）の規定により加算された額を含む。）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第十六項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 19 （略）
- 20 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第十六項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十八項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるとおりにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 21 附則第十八項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第十六項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるとおりにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

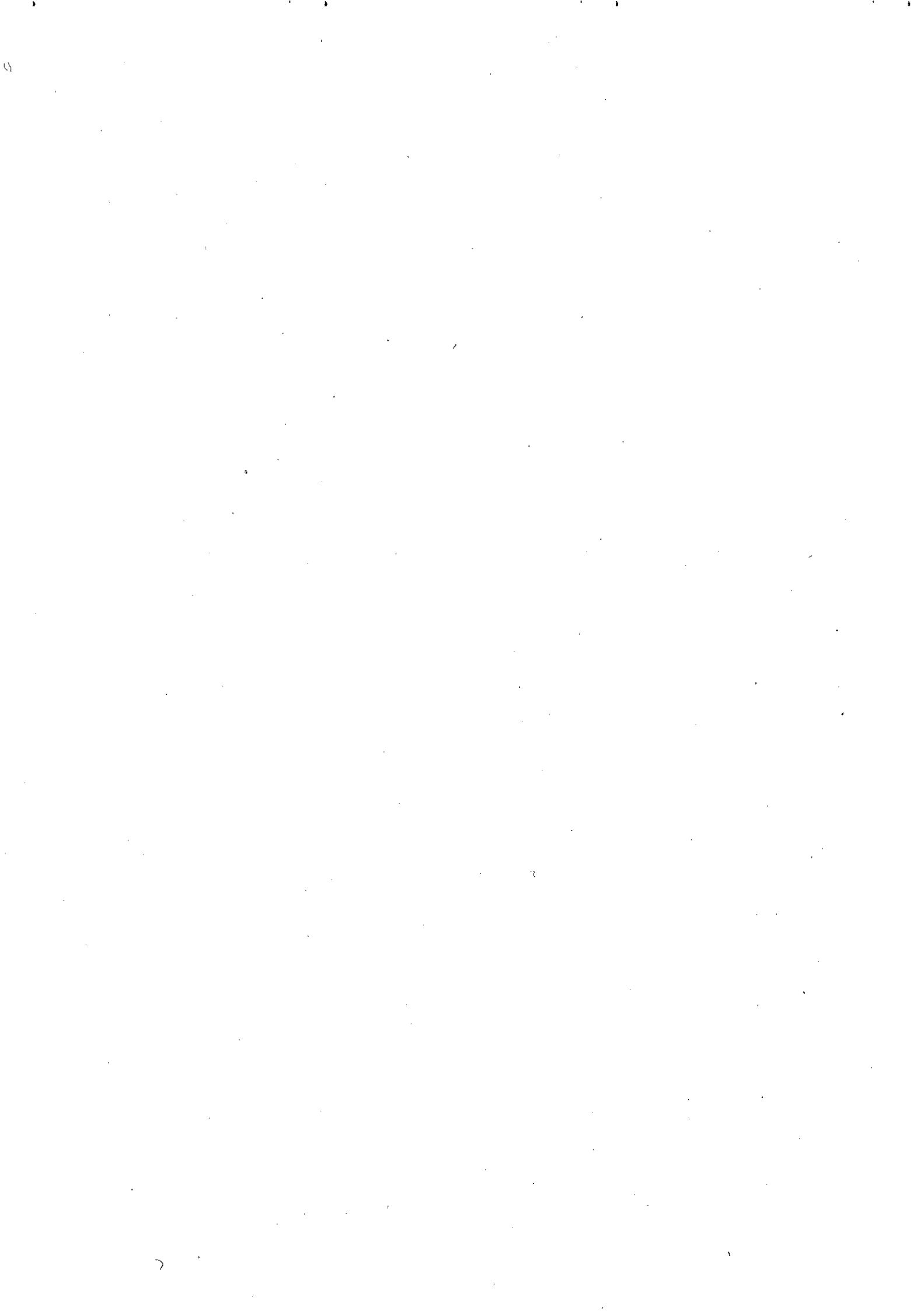
報告 1

第69回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和4年度全国高等学校総合体育大会の三重県選手団について

第69回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和4年度全国高等学校総合体育大会の三重県選手団について、別紙のとおり報告する。

令和4年7月29日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長



第69回東海高等学校総合体育大会の結果について

- 1 期 日 令和4年6月18日（土）・6月19日（日）
※一部競技は、6月17日（金）から実施
※一部競技は、下記の日程で実施
・バドミントン競技 6月11日（土）・12日（日）
・ハンドボール競技 6月25日（土）・26日（日）
・水泳競技（競泳） 7月22日（金）・23日（土）・24日（日）
・水泳競技（水球） 7月23日（土）・24日（日）
・水泳競技（飛込） 7月24日（日）
- 2 会 場 愛知県内各地
※一部競技は、下記の場所で実施
・陸上競技 岐阜県
・水泳競技（水球） 三重県
- 3 主 催 者 東海高等学校体育連盟
愛知・静岡・岐阜・三重 各県教育委員会
東海関係各競技団体
- 4 後 援 公益財団法人愛知県スポーツ協会
- 5 主 管 愛知県高等学校体育連盟・愛知県関係各競技団体
- 6 参 加 者 (1) 愛知・静岡・岐阜・三重の東海4県の各県予選を勝ち抜いた
団体・個人
(2) 参加競技 31競技
- 7 主な成績 (1) 団体（男女別上位3位まで） 2ページ参照
(2) 個人（男女別上位3位まで） 3～6ページ参照

第69回東海高等学校総合体育大会 成績一覧

《愛知県開催》

種 目	男 子			女 子		
	1 位	2 位	3 位	1 位	2 位	3 位
【陸上競技】	中京大中京(愛)	豊川(愛)	浜松開誠館(静)	中京大中京(愛)	松阪商(三)	済美(岐)
競泳	中京大中京(愛)	豊川(愛)	飛龍(静)	豊川(愛)	中京大中京(愛)	愛み大瑞穂(愛)
【水泳】	飛込	四日市工(三)	浜松開誠館(静)	富士市立(静)	浜松学院(静)	四日市(二)
	水球	四日市中央工(三)	大垣東(岐)	名古屋(愛)		
バレー ボール	愛工大名電(愛)	星城(愛)	大同大同(愛) 聖隸(静)	豊川(愛)	三重(三)	誠信(愛) 津商(三)
バスケットボール	中部大第一(愛)	桜丘(愛)	富田(岐)	桜花学園(愛)	岐阜女子(岐)	名経大高蔵(愛)
ソフトテニス	岡崎城西(愛)	三重(三)	中京(岐) 美濃加茂(岐)	三重(三)	岡崎城西(愛)	浜松商(静) 県岐商(岐)
サッカー	帝京大可児(岐)	中部大第一(愛)	中京(岐) 中京大中京(愛)	藤枝順心(静)	聖カピタニオ(愛)	帝京大可児(岐)
(女子はIH予選)						
テニス	四日市工(三)	日大三島(静)	麗澤瑞浪(岐) 名古屋(愛)	四日市商(三)	名経大市郷(愛)	静岡市立(静) 浜松市立(静)
体操	競技	名城大附属(愛)	晴(三)	三好(愛)	晴(三)	名経大市郷(愛)
	新体操	島田工(静)	済美(岐)	阿久比(愛)	名古屋女子大(愛)	浜松城北工(静)
卓球	愛工大名電(愛)	静岡学園(静)	白子(三)	桜丘(愛)	白子(三)	浜松修学舎(静)
			富田(岐)			富田(岐)
ラグビー	A	中部大春日丘(愛)	朝明(三)	東海大翔洋(静)		
	B	岐阜工(岐)	名古屋(愛)	四日市工(三)		
ハンドボール	愛知(愛)	四日市工(三)	市岐商(岐) 岡崎城西(愛)	名経大市郷(愛)	四日市商(三)	県岐商(岐) 桜花学園(愛)
軟式野球	A	桜丘(愛)	静岡商(静)	高田(三)		
	B	多治見北(岐)	伊勢勢(三)	中京(岐)		
			浜松商(静)			
			名古屋西(愛)			
ソフトボール	飛龍(静)	豊川(愛)	美濃加茂(岐)	星城(愛)		飛龍(静)
			四日市工(三)	多治見西(岐)		津商(三)
バドミントン	名経大市郷(愛)	富士見(静)	大垣西(岐) 岡崎城西(愛)	名経大市郷(愛)	星陵(静)	皇學館(三) 県岐商(岐)
剣道	星城(愛)	三重(三)	磐田東(静) 中京(岐)	三重(三)	鈴鹿(三)	高山西(岐) 浜名(静)
柔道	大成(愛)	加藤学園(静)	四日市中央工(三) 名張(三)	大成(愛)	中京(岐)	美濃加茂(岐) 名城大附(愛)
弓道	揖川工(静)	小笠(静)	中京(岐) 岐阜総合(岐)	小笠(静)	豊田西(愛)	豊橋商(愛) 島田商(静)
登山	富士(静)	沼津東(静)	四日市(三)	沼津東(静)	静岡(静)	岡崎(愛)
相撲	飛龍(静)	岐阜農林(岐)	市岐商(岐)			
			宇治山田商(三)			
ボート	八百津(岐)	新居(静)		加茂(岐)	美濃加茂(岐)	
		浜松北(静)			旭丘(愛)	
ウェイトリフティング	四日市工(三)	亀山(三)	四日市中央工(三)			
フェンシング	大垣南(岐)	愛工大名電(愛)	海星(三) 東海大翔洋(静)	愛工大名電(愛)	鳥羽(三)	羽島北(岐) 岐阜総合(岐)
レスリング	飛龍(静)	大垣日大(岐)	星城(愛) いなべ総合(三)			
【自転車競技】	岐阜第一(岐)	朝明(三)	岐南工(岐)			
【ヨット】	津工(三)	蒲郡東(愛)	静岡(静)	海津明誠(岐)	磐田南(静)	半田(愛)
【ホッケー】	岐阜総合(岐)	向陽(愛)	御殿場西(静)	岐阜各務野(岐)	向陽(愛)	沼津商(静)
ボクシング	飛龍(静)	名工院専(愛)	岐阜工(岐)			
アーチェリー	大垣西(岐)	東海(愛)	浜松湖東(静)	聖マリア女学院(岐)	四日市四郷(三)	浜松北(静)
空手道	御殿場西(静)	浜松修学舎(静)	県岐商(岐) 星城(愛)	御殿場西(静)	済美(岐)	星城(愛) 常葉大菊川(静)
なぎなた				高田(三)	稻生(三)	大垣商(岐) 桜花学園(愛)
力又一刃アーリット	杜若(愛)	川根(静)	三好(愛)	杜若(愛)	川根(静)	桑名西(三)

*【】付の種目は東海総体が全国総体のブロック予選となるもの。

第69回東海高等学校総合体育大会 個人成績一覧

No.	種目	男子	女子	1位	2位	3位	1位	2位	3位
1 陸上競技	100m	小島 拓真	名古屋大谷(6)	田 墓 隼門	中京大中京(6)	篠 田 瑞生	井 重 蔡	中京大中京(6)	中京大中京(6)
	200m	大越 瑞生	名古屋大谷(6)	井 吾(6)	豊 尚太	大 咲 鹿(6)	山 祥也	中京大中京(6)	中京大中京(6)
	400m	長 蔡 達斗	名古屋大谷(6)	中 道 大	貴 夏海	大 涼洋(6)	木 管也	松 平野	中京大中京(6)
	800m	杉 仁	中京大中京(6)	高 山裕	多 直士(6)	大 売士(6)	希 田直希	中京大中京(6)	中京大中京(6)
	1500m	斯 川 元希	中京大中京(6)	高 田 廉	朗 曼	中 川 知(6)	中 川 拓	平 原	中 川 拓
	3000m	誠 伸巧	中京大中京(6)	内 伸	角 斗	名庭大西風(6)	河 野 暖	喜 田 淑	名庭大西風(6)
	5000m	打 田 快	中京大中京(6)	伸 直	伸	名庭大西風(6)	井 慶	利 田 美希	名庭大西風(6)
	100mH	林 伸	中京大中京(6)	伸 直	伸	名庭大西風(6)	井 淑	利 田 美希	名庭大西風(6)
	400mH	下 田 伸	人 球	川 伸	富 山	飼 伸	木 伸	美 伸	中京大中京(6)
	3000mSC	辻 伸	本 桜	秀 伸	松 伸	飼 伸	川 伸	美 伸	中京大中京(6)
2 ソフトテニス	3000m	高 橋 優	浜松明誠(6)	小 林 順	豊 太郎	伊 順	白 順	青 順	中京大中京(6)
	5000m	高 橋 優	浜松明誠(6)	川 伸	伸	飼 伸	木 伸	美 伸	中京大中京(6)
	4x1000mR	高 橋 優	浜松明誠(6)	下 伸	下 伸	飼 伸	木 伸	美 伸	中京大中京(6)
	4x4000mR	高 橋 優	浜松明誠(6)	下 伸	下 伸	飼 伸	木 伸	美 伸	中京大中京(6)
	走 離	前 川 錦秀	岡 松 大	那 離	電 大	伊 藤 大	鷹 大	希 伸	河 野 大
	棒 両	前 川 錦秀	岡 松 大	那 離	電 大	伊 藤 大	鷹 大	希 伸	河 野 大
	走 両	三浦 温	新 田 南	新 谷 錦	新 田 南	伊 藤 大	鷹 大	希 伸	河 野 大
	走 両	三浦 温	新 田 南	新 谷 錦	新 田 南	伊 藤 大	鷹 大	希 伸	河 野 大
	走 両	三浦 温	新 田 南	新 谷 錦	新 田 南	伊 藤 大	鷹 大	希 伸	河 野 大
	走 両	三浦 温	新 田 南	新 谷 錦	新 田 南	伊 藤 大	鷹 大	希 伸	河 野 大
3 ダブルス	個人競	吉 村 哲	松 本 海	三 重	木 伸	琴 美	三 重	木 伸	田 伸
	シングルス	可 呂 優	吉 村 哲	松 本 海	三 重	廣 順	廣 順	廣 順	廣 順
	ダブルス	大 伸	吉 村 哲	松 本 海	三 重	廣 順	廣 順	廣 順	廣 順
	個人競	吉 村 哲	松 本 海	三 重	木 伸	琴 美	三 重	木 伸	田 伸
	シングルス	可 呂 優	吉 村 哲	松 本 海	三 重	廣 順	廣 順	廣 順	廣 順
	ダブルス	大 伸	吉 村 哲	松 本 海	三 重	廣 順	廣 順	廣 順	廣 順
	個人競	吉 村 哲	松 本 海	三 重	木 伸	琴 美	三 重	木 伸	田 伸
	シングルス	可 呂 優	吉 村 哲	松 本 海	三 重	廣 順	廣 順	廣 順	廣 順
	ダブルス	大 伸	吉 村 哲	松 本 海	三 重	廣 順	廣 順	廣 順	廣 順
	個人競	吉 村 哲	松 本 海	三 重	木 伸	琴 美	三 重	木 伸	田 伸
4 体操競技	平均台	個人競	吉 村 哲	松 本 海	三 重	大 伸	大 伸	大 伸	大 伸
	筋肉別	ク ラ ブ	吉 村 哲	松 本 海	三 重	大 伸	大 伸	大 伸	大 伸
	筋肉別	スティック	吉 村 哲	松 本 海	三 重	大 伸	大 伸	大 伸	大 伸
	筋肉別	アーブ	吉 村 哲	松 本 海	三 重	大 伸	大 伸	大 伸	大 伸
	筋肉別	アーブ	吉 村 哲	松 本 海	三 重	大 伸	大 伸	大 伸	大 伸
	筋肉別	アーブ	吉 村 哲	松 本 海	三 重	大 伸	大 伸	大 伸	大 伸
	筋肉別	アーブ	吉 村 哲	松 本 海	三 重	大 伸	大 伸	大 伸	大 伸
	筋肉別	アーブ	吉 村 哲	松 本 海	三 重	大 伸	大 伸	大 伸	大 伸
	筋肉別	アーブ	吉 村 哲	松 本 海	三 重	大 伸	大 伸	大 伸	大 伸
	筋肉別	アーブ	吉 村 哲	松 本 海	三 重	大 伸	大 伸	大 伸	大 伸

No.	種目	男子				女子				3位	
		1位		2位		1位		2位			
		姓	名	姓	名	姓	名	姓	名		
5	卓球	シングルス	沼 大河	静 同	学 國(柳)	坂 井 雄	飛 雄	坂 井 雄	美 菜	豊 美(三)	
		ダブルス	加 山 井 加 坂	基 雄	愛 工 大 名(風)	田 中 东 太郎	智 河	野 伸	美 太	愛 工 大 名(風)	
6	剣道	男子60kg級	中 村 謙 伸	嶋 愛	大 前 伸	龍 海	桜 伸	村 愛	菜 苗	英 菜(五)	
		女子45kg級	小 林 勇 斗	東 海 大 駒洋(柳)	山 本 風 来	大 成	森 翼	英 里	佳 順	志 伸(一)	
7	柔道	男子66kg級	赤 座 涼 恒	大 堀 日 大(柳)	福 澤 純 之	輔	甲 始	斐 叶	羽 美	牧 国(四)	
		女子52kg級	船 木 孝 孝	太 駒 加 茂(柳)	尾 崎 仁	大 成	森 里	英 結	志 大	英 結(二)	
8	弓道	男子57kg級	山 科 啓 容	大 堀 啓 容	板 東 新	加 原 學	國(柳)	新 夕	志 志	松 原 伸(五)	
		女子63kg級	吉 田 嘉 太	村 洋 斗	永 野 来	大 成	吉 田 賀	成 勝	志 伸	志 伸(四)	
9	相撲	男子60kg級	吉 田 嘉 太	村 洋 斗	永 野 来	大 成	吉 田 賀	成 勝	志 伸	志 伸(五)	
		女子70kg級	吉 田 嘉 太	村 洋 斗	永 野 来	大 成	吉 田 賀	成 勝	志 伸	志 伸(四)	
10	ボート	男子100kg級	岡 本 刚 道	加 厄 學	國(柳)	鈴 木 大 空	静 同	田 星 那	大 成	高 峰 大 駒洋(四)	
		女子78kg級	吉 田 嘉 太	村 洋 斗	永 野 来	大 成	吉 田 賀	成 勝	志 伸	志 伸(三)	
11	ウエイトリフティング	男子78kg級	吉 田 嘉 太	村 洋 斗	永 野 来	大 成	吉 田 賀	成 勝	志 伸	志 伸(二)	
		45kg級	51kg級	57kg級	63kg級	69kg級	75kg級	81kg級	87kg級	93kg級	
		49kg級	55kg級	59kg級	64kg級	71kg級	76kg級	80kg級	86kg級	92kg級	

四

女子子

No.	種目	男子			女子			3位
		1位	2位	3位	1位	2位	3位	
16 ボクシング	ビン級	三芳死太名工院好(6)	澤井啓希岐阜工(6)	苗橋心明(3)	近藤良次(6)	谷英一(6)	吉田義(6)	柔(3)
	ライトフライ級	上岡康世岐阜工(6)	渡邊響太名工(6)	武島源(6)	渡格斗(6)	谷源(6)	柴(6)	柔(3)
	フライ級	村田聖平(6)	中村列亟(6)	東京(6)	渡源(6)	伊東(6)	西(6)	柔(3)
	バンタム級	横井貢太郎(6)	武藤涼太中(6)	土谷悠(6)	土谷悠(6)	伊東(6)	西(6)	柔(3)
	ボクシング	鷹田英夢(6)	原田怜(6)	堺愛(6)	堺愛(6)	大庭(6)	名工(6)	柔(3)
	ライト級	木場海星(6)	山田朝日(6)	武山誠(6)	山川亮(6)	中野(6)	坂(6)	柔(3)
	ウェルター級	堀松裕(6)	喜納哲(6)	清水栄(6)	清水栄(6)	平野(6)	坂(6)	柔(3)
	ミドル級	鶴京正悟(6)	山本江(6)	坂井區紀(6)	坂井區紀(6)	坂井(6)	水(6)	柔(3)
	アーチェリー	齊藤史弥(6)	大垣西(6)	柴田真(6)	安井舜(6)	東(6)	吉(6)	柔(3)
	個人選手	小川凌平(6)	御嶽母西(6)	栗田佑(6)	野口虎太郎(6)	御嶽母西(6)	美(6)	柔(3)
18 空手道	個人形	遠井泰嘉(6)	御嶽母西(6)	後藤直(6)	原田豊一(6)	御嶽母西(6)	江(6)	柔(3)
	個人試合	野村聰(6)	愛知翠明(6)	古市光(6)	藤生郁(6)	林鶴(6)	森(6)	柔(3)
	なきなた	演技			植松雅(6)	藤井絵理(6)	金丸(6)	柔(3)
20 カヌー	K-1	小野島夏(6)	夏川根(6)	清水アキラ(6)	鈴木彩音(6)	吉田穂(6)	西(6)	柔(3)
	K-2	平井島快(6)	平井島夏(6)	澤水アキラ(6)	荒井原(6)	柳田彩(6)	若(6)	柔(3)
	K-4	竹内・小野島悠(6)	平井逸(6)	牛田好(6)	好(6)	柳田杜(6)	若(6)	柔(3)
	C-1	稻葉悠人(6)	大森(6)	菅藤大義(6)	小笠原・柳田好(6)	杉木紗(6)	西(6)	柔(3)
	C-2	稻葉悠人(6)	大森(6)	菅藤大義(6)	柳田好(6)	柳木紗(6)	西(6)	柔(3)
21 水泳(競技)	C-4	阿部・鶴谷前田(6)	中下(6)	佐藤木奈(6)	成瀬人(6)	大間崎(6)	大久保(6)	柔(3)
	50m自由形	内村駿(6)	岩村航(6)	澤木好(6)	大坪(6)	柳井悠(6)	南(6)	柔(3)
	100m自由形	村田莉絵(6)	市立(6)	井池英(6)	井池英(6)	柳井(6)	未(6)	柔(3)
	200m自由形	増田莉絵(6)	市立(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	柳井(6)	未(6)	柔(3)
	400m自由形	前田大慶(6)	大慶(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	未(6)	柔(3)
	800m自由形	大木慎(6)	慎(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	未(6)	柔(3)
	1500m自由形	大木慎(6)	慎(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	未(6)	柔(3)
	1000m背泳ぎ	笠原大知(6)	大知(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	未(6)	柔(3)
	2000m背泳ぎ	笠原大知(6)	大知(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	未(6)	柔(3)
	1000m平泳ぎ	杉浦亮汰(6)	亮汰(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	未(6)	柔(3)
	2000m平泳ぎ	杉浦亮汰(6)	亮汰(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	未(6)	柔(3)
21 水泳(競技)	100mバタフライ	三輪田理央(6)	市立(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	未(6)	柔(3)
	200mバタフライ	三輪田理央(6)	市立(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	未(6)	柔(3)
	200m個人メドレー	加藤涼(6)	涼(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	未(6)	柔(3)
	400m個人メドレー	杉山大慶(6)	大慶(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	未(6)	柔(3)
	400mリレー	竹内・村佐(6)	佐(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	未(6)	柔(3)
水泳(競泳)	800mリレー	加藤田(6)	田(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	未(6)	柔(3)
	400m個人メドレー	三輪田・坂本(6)	坂本(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	未(6)	柔(3)
	飛板飛込	高沼飛込(6)	飛込(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	柳井英(6)	未(6)	柔(3)

三重県選手団

◎団長 野垣内 靖 三重県高体連会長 津工業高等学校長

◎総監督 池田 庸祐 三重県高体連理事長 稲生高等学校教諭

◎旗手 笠井 心優 三重高等学校3年生 バレーボール部

◎三重県選手団 参加総人数 720名

	参加競技	参加校数	参加人数
男子選手	28競技	44校	312名
女子選手	26競技	32校	241名
合計	29競技	51校	553名

監督・引率責任者・コーチ等	163名
高体連本部役員	4名
合計	167名

総合開会式

- ・期日 令和4年7月28日(木)
- ・場所 アスティとくしま
〒770-8055 徳島県徳島市山城町東浜傍示1-1 TEL(088)624-5111
- ・参加種目 バレーボール(女子)
- ・受付時間 7:45~8:00
- ・現地激励会 現地激励会は実施いたしません。

令和4年度全国高等学校総合体育大会種目別参加校一覧

種目名		選 手			
		男 子		女 子	
		人数	学校名(人数)	人数	学校名(人数)
陸 上 競 技	21 名	稻生1 津商2 松商2 宇治山田1 伊勢2 伊工2 山商1 伊賀白鳳2 皇學館4 伊勢学園1 近大高専3	26 名	四商8 松商7 伊勢1 山商4 鈴鹿2 皇學館4	47 名
水 泳	競 泳	2 名	菰野1 尾鷲1	8 名	桑名1 四商2 四西1 津1 名張1 尾鷲1 高田1
	飛 込	1 名	四工1	2 名	四日市1 稲生1
	水 球	13 名	四中工13		13 名
体 操	競 技	7 名	暁7	8 名	暁7 久居1
	新 体 操	1 名	高田1	8 名	津東8
テ ニ ス	5 名	四工5	6 名	四商6	11 名
ソ フ ト テ ニ ス	16 名	三重16	16 名	三重16	32 名
卓 球	9 名	白子7 高田2	9 名	白子8 高田1	18 名
サ ッ カ 一	20 名	四中工20	0 名		20 名
バ レ ー ボ ール	13 名	松工13	13 名	三重13	26 名
バ ス ケ ッ ト ボ ール	13 名	四日市メリノール13	13 名	四商13	26 名
ソ フ ト ボ ール	17 名	四工17	18 名	津商18	35 名
ハ ン ド ボ ール	14 名	四工14	14 名	四商14	28 名
バ ド ミ ン ト ン	11 名	伊工8 暁2 皇學館1	8 名	皇學館8	19 名
相 摂	7 名	山商6 志摩1			7 名
柔 道	11 名	名張6 四中工5	10 名	名張6 四商1 高田3	21 名
剣 道	8 名	三重7 四工1	7 名	鈴鹿7	15 名
弓 道	8 名	三重6 津東1 松阪1	8 名	四西6 伊賀白鳳1 尾鷲1	16 名
登 山	4 名	桑工4	4 名	四日市4	8 名
ウエイトリフティング	10 名	四工3 四中工4 石薬師1 亀山2	4 名	四南1 四工2 鈴鹿1	14 名
レ ス リ ン グ	19 名	いなべ総合12 朝明5 松工2	4 名	いなべ総合3 久居1	23 名
自 転 車 競 技	14 名	朝明9 久居農林3 三重2	4 名	朝明2 津1 久居農林1	18 名
ヨ ツ ト	10 名	津工10	1 名	津工1	11 名
ボ ー ト	9 名	相可8 津1	11 名	津商7 津4	20 名
フ ェ ン シ ン グ	9 名	海星6 津東1 伊勢1 鳥羽1	8 名	鳥羽4 津東4	17 名
ボ ク シ ン グ	6 名	桑工1 久居2 明野1 水産1 暁1			6 名
空 手 道	10 名	川越7 四工2 鈴鹿高専1	10 名	川越7 四商2 尾鷲1	20 名
な ぎ な た			8 名	稻生7 高田1	8 名
アーチェリー	5 名	四郷4 三重1	5 名	四郷4 三重1	10 名
カ ヌ 一	10 名	桑西10	6 名	桑西6	16 名
少 林 寺 拳 法	9 名	鳥羽商船7 菰野2	2 名	四日市1 セントヨゼフ1	11 名
合 計	312 名	44 校	241 名	32 校	553 名

報告 2

令和 5 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 1 次選考試験の実施状況について

令和 5 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 1 次選考試験の実施状況について、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 7 月 29 日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長



令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について

第1次選考試験受験状況

	令和5年度採用					令和4年度採用					受験者 数 の増減	
	申込者 数 (a)	受験者 数 (b)	受験率 (b)/(a)	採用 見込数 (c)	実質 倍率 (b)/(c)	申込者 数 (d)	受験者 数 (e)	受験率 (e)/(d)	合格者 数 (f)	実質 倍率 (e)/(f)		
校種等別	小学校	780	736	94.4%	約269	2.7	949	885	93.3%	287	3.1	△ 149
	中学校	781	712	91.2%	約146	4.9	839	785	93.6%	139	5.6	△ 73
	高等学校	515	457	88.7%	約64	7.1	522	484	92.7%	49	9.9	△ 27
	特別支援 学校	77	72	93.5%	約17	4.2	103	99	96.1%	19	5.2	△ 27
	養護教諭	170	157	92.4%	約13	12.1	177	164	92.7%	20	8.2	△ 7
	栄養教諭	47	40	85.1%	約6	6.7	41	40	97.6%	4	10.0	0
合計		2,370	2,174	91.7%	約515	4.2	2,631	2,457	93.4%	518	4.7	△ 283

令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験
校種・教科等別実施状況

三重県教育委員会

校種等・教科・科目		採用見込数	申込者数	第1次選考試験受験者数	
小学校教諭		約269名	780	736	
中学校教諭	国語	約23名	102	94	
	社会	約18名	138	129	
	数学	約25名	124	113	
	理科	約22名	55	49	
	音楽	約7名	49	42	
	美術	約6名	15	13	
	保健体育	約16名	164	153	
	技術	約5名	13	11	
	家庭	約4名	7	7	
	英語	約20名	114	101	
小計		約146名	781	712	
高等学校教諭	国語	約9名	55	50	
	地理歴史	世界史	約2名	66	56
		日本史	約2名		
		地理	約1名		
	公民	約2名	20	16	
	数学	約4名	68	63	
	理科	物理	約3名	60	55
		化学	約3名		
		生物	約3名		
	美術	約2名	16	15	
	保健体育	約4名	111	103	
	看護	約1名	2	1	
	家庭	約3名	11	8	
	農業	約4名	18	17	
	工業	機械系	約3名	13	11
		電気・電子系	約3名	2	2
		工業化学系	約2名	5	4
	英語	約9名	34	27	
	情報	約2名	23	20	
	福祉	約2名	11	9	
	小計	約64名	515	457	
学特別支援	小学校部	約15名	51	47	
	中学部・高等部	保健体育	約2名	26	25
	小計	約17名	77	72	
養護教諭		約13名	170	157	
栄養教諭		約6名	47	40	
合計		約515名	2,370	2,174	

公立学校教員採用選考実施状況

年度	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5	
小学校教諭	申込者数	1,083	1,042	1,019	1,026	1,045	999	997	1,093	949	780
	受験者数	1,009	974	936	964	965	919	920	998	885	736
	1次合格者数	567	476	505	508	518	521	507	671	730	
	2次合格者数	290	238	252	247	252	192	240	230	287	
中学校教諭	申込者数	1,042	1,032	1,020	1,005	939	933	865	884	839	781
	受験者数	950	936	937	907	868	857	810	836	785	712
	1次合格者数	367	369	359	386	358	254	341	367	407	
	2次合格者数	145	138	133	132	126	84	115	124	139	
高等学校教諭	申込者数	891	848	870	806	760	645	651	543	522	515
	受験者数	790	744	760	694	666	550	584	496	484	457
	1次合格者数	304	205	268	178	169	153	179	127	149	
	2次合格者数	111	72	87	61	57	52	62	42	49	
特別支援学校教諭	申込者数	84	77	76	88	97	97	107	104	103	77
	受験者数	82	74	72	82	91	91	98	102	99	72
	1次合格者数	51	36	40	48	42	49	60	54	52	
	2次合格者数	25	16	18	21	17	16	20	18	19	
養護教諭	申込者数	238	218	196	219	224	211	175	207	177	170
	受験者数	213	202	181	201	209	194	167	193	164	157
	1次合格者数	71	60	56	67	77	60	66	56	64	
	2次合格者数	24	23	19	22	28	20	22	18	20	
栄養教諭	申込者数	57	67	53	57	60	55	47	41	41	47
	受験者数	48	54	41	52	52	45	43	36	40	40
	1次合格者数	13	22	14	18	16	9	20	16	12	
	2次合格者数	5	6	5	5	5	3	6	5	4	
合計	申込者数	3,395	3,284	3,234	3,201	3,125	2,940	2,842	2,872	2,631	2,370
	受験者数	3,092	2,984	2,927	2,900	2,851	2,656	2,622	2,661	2,457	2,174
	1次合格者数	1,373	1,168	1,242	1,205	1,180	1,046	1,173	1,291	1,414	
	2次合格者数	600	493	514	488	485	367	465	437	518	

